

プロジェクト	保険契約
項目	2014年3月IASB会議 アジェンダ・ペーパー及び暫定決定の概要 (CSMのアンロック・割引率変動の影響のOCI表示)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2014年3月のIASB会議の暫定決定の内容とそれを踏まえたASBJによる対応を説明し、ご意見を頂くことを目的としている。なお、今回の暫定決定は有配当契約以外の保険契約に関するものであり、有配当契約に関しては将来の会議で検討する。また、有配当契約の取扱いを検討した後に、今回の決定内容を再考する必要があるかどうかを改めて検討する。
2. 本資料上、IASBが2010年7月に公表した公開草案「保険契約」を「2010年ED」、2013年6月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂ED」と称する。

II. CSMのアンロックに関する暫定決定の概要

(暫定決定の内容)

3. IASB会議では、次の内容が暫定決定された。

論点	暫定決定の内容
(1) CSMのアンロック (アンロックの是非、及びアンロックの対象)	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの差額は、CSMに加減算すべきである (CSMが負の値とならないことを条件とする)。将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しないキャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの差額は、直ちに純損益に認識すべきである。(改訂EDと同一内容で暫定決定)
(2) 過去に損失を認識した場合のCSMのアンロックの方法	<ul style="list-style-type: none"> 損失を過去に純損益に認識した後に生じた有利な見積りの変更は、将来におけるカバー及び他のサービスに関連する損失を戻し入れる範囲で純損益に認識すべきである。

<p>(3) リスク調整の変動に関するCSMのアンロックによる調整</p>	<p>・将来のカバー及び他の将来のサービスに関連するリスク調整の現在の見積りと従前の見積りとの差額は、CSMに加減算すべきである（CSMが負の値とならないことを条件とする）。したがって、当期及び過去の期間に提供したカバー及び他のサービスに関連するリスク調整の変動は、直ちに純損益に認識すべきである。</p>
---------------------------------------	---

4. スタッフによる分析及びIASB会議で示された主な意見は、参考資料のとおりである。

(保険契約専門委員会で示された主な意見)

5. 4月8日開催の保険契約専門委員会において、2014年3月のIASB会議の暫定決定の内容を説明し、議論を行った。その際に、主に次のような意見が示された。
- ・改訂EDで示されたCSMの加減算による算出方法は概ね支持されているとしているが、関係者の多くがどのような算定方法を想定しているのか。また、IASB側は加減算を細かい単位で行うことを想定していると聞いているが、契約締結時点の割引率が異なるものを区分すると細かな単位となる。【作成者】
 - ・将来のカバー等に関するリスク調整の変動が、どのような場合に生じるのかが良く分からない。リスク調整の変動を区分することは、実務上難しいのではないか。【監査人】

III. 割引率変動の影響のOCI表示に関する暫定決定の概要

(暫定決定の内容)

6. IASB会議では、次の内容が暫定決定された。

<p>1. 企業は、割引率の変動の影響を純損益又はOCIのどちらに表示するかを会計方針として選択すべきであり、その会計方針をポートフォリオの中のすべての契約に適用すべきである。ただし、以下のガイダンスの開発を条件とする。</p> <p>(1) 企業は、類似したポートフォリオに同一の会計方針を適用すべきであるというガイダンス</p> <p>(2) 企業がどのような場合にIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の会計方針の変更に係る要求事項に基づいて会計方</p>

針を変更できるのかに関して、厳格さを提供するガイダンス

2. 割引率の変動の影響を純損益に表示するアプローチと OCI に表示するアプローチの比較可能性を維持するために、追加の開示事項を定める（詳細は第 22 項の図表を参照）

(論点 1 – 割引率変動の影響の OCI 表示)

(論点)

7. 改訂 ED では、純損益における金利費用は当初認識時の割引率を用いて算出した上で、割引率変動に伴う保険契約負債の増減額は OCI に表示することを強制していた。

(市場関係者からのフィードバック)

8. 多くの市場関係者は、主に次の点で改訂 ED の提案（OCI 表示）を支持した。
 - (1) 長期契約において短期的なボラティリティーを低減させる。
 - (2) 引受業績と投資業績を区分することで、引受業績に関する透明性が高められる。
 - (3) 特に、財務諸表利用者は、保険契約に関して償却原価の情報と現在価値の情報の双方を提供することが非常に有益であると考えている。
9. 一方で、金融資産の会計モデルは混合測定属性であることから、OCI 表示を強制すると資産側との会計上のミスマッチが生じるとの観点から、OCI 表示を強制することには反対意見が示された。

(スタッフの分析及び提案)

10. スタッフは、割引率変動の影響は純損益ではなく、OCI に区分して表示すべきであると考えている。しかしながら、OCI 表示を強制すると、会計上のミスマッチによって報告される情報を理解することが困難になり、そのコスト（理解することが困難となること）は純損益と OCI を区分するベネフィットを上回るかもしれない場合があるとの批判に共感している。
11. また、割引率の変更による影響を OCI に表示する提案は、IASB が 2013 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下、概念 DP）と整合していると考えている（概念 DP における橋渡し項

目¹又は一時的な再測定²と捉えることもできる。)

12. 上記分析に基づき、スタッフは次の条件を前提にして、改訂 ED で提案した OCI への表示を確認することを提案した。
- (1) 割引率変動の影響を、企業が純損益又は OCI に表示するオプションを開発する。
 - (2) 割引率変動の影響に関する情報を提供する開示事項を開発する。

(論点 2 – 割引率変動の影響の表示に関するオプション)

(論点)

13. OCI 表示又は純損益表示のオプションを開発する場合、次の点が問題となる。
- (1) オプションを適用する会計単位
 - (2) オプションの適用方法

(スタッフの分析)

14. オプションを適用する会計単位について、スタッフは次のとおり分析し、ポートフォリオ単位とするとの結論に至った。

単位	長所	短所
企業単位	財務諸表の利用者にとって理解しやすく、企業間の比較可能性を高めることができる。	負債に対応する資産の測定属性が様々である場合（そのような場合が多い）に会計上のミスマッチを解消できない。
契約単位	会計上のミスマッチを完全に除去する最良の方法であり、金融資産の公正価値オプションとも整合的である。	保険契約及び関連する資産はより集約されたレベルで管理されており、実務的に複雑で、有用な情報を提供しない。
ポートフォリオ単位	改訂 ED では、多くの会計処理は、ポートフォリオ単位で行われる。多くの企業は、ポートフォリオ単	特になし

¹ 概念 DP では、資産又は負債を再測定する際に、純損益における情報は財政状態計算書で用いる情報と異なる測定を基礎とすべき場合に、それらの2つの測定値の差異を橋渡し項目として OCI に表示することとされている。

² 概念 DP では、資産の実現又は負債の決済が長期間にわたって行われ、OCI に認識された金額が完全に巻き戻るか、又は大きく変化する見込の場合は、一時的な再測定として純損益と OCI を区分することで、純損益に認識される項目の目的適合性と理解可能性を高めるとされている。

	位で保険契約が異なり、同単位で資産戦略が異なる。また、同一法域内の企業は資産戦略も同様なことが多いため、企業間の比較可能性を高めることができる。
--	--

15. オプションの適用方法については、次の2つの方法が考えられる。
- (1) 企業の会計方針の選択とする（企業が自由に選択することが可能）。
 - (2) 大半の状況において最も適切なアプローチをデフォルトとし、もう一方のアプローチの適用をオプションとして許容する。
16. スタッフは、上記の方法のうち、どちらの方法を適用すべきかを検討するにあたって、次のとおり分析したが、会計方針の選択とするとの結論に至った。

論 点	分 析
純損益表示と OCI 表示のいずれが最も適切か。	純損益表示が最適である（最も透明性のある情報を提供する）との意見と、OCI 表示が最適である（保険ビジネスの長期性をよりよく反映する）との意見があり、分かれている。会計方針の選択とすると、それぞれの考え方に適合する。
いずれかの表示をデフォルトとすべきか（報告企業が採用するアプローチの差異を小さくするため）。	大半の企業は、保険契約ポートフォリオ毎に何が最も適切な会計処理かという点に関して確固とした見解を有している。仮にデフォルトを定めても、企業は自分が望ましいと考える会計処理を達成するオプションを行使する可能性が高い。また、市場関係者は、アプローチを使い分ける際の判断基準の設定を試みたものの、合意を得ることができなかった。
オプションの適用を会計上のミスマッチを著しく低減することができる場合のみに限定すべきか。	会計上のミスマッチの解消だけが目的ではない。これと、業績と投資業績を区分することとのバランスを考える必要がある。その評価は、商品のタイプや対応する資産によって異なり得る。企業に対して、ポートフォリオ毎に会計方針の選択としてオプションの適用を許容することで、企業は、異なるタイプのポートフォリオに関して、企業自身のコスト・ベネフィット分析に寄与する要素を考慮することができる。

17. オプションを許容しても、「いいとこ取り」される懸念は次の通り軽減される。
- (1) オプションを会計方針の選択とする場合は、オプションの行使又は取消は、IAS

第8号の制限条項³に従う。このため、会計方針を任意に変更することは稀で、「いいとこ取り」は限定される。

- (2) 一方、当初認識時かつ取消不能のオプションとすると、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。保険契約に対応するポートフォリオのリスク管理や資産の選択は、長期的に変わるかもしれないからである。

(スタッフ提案)

18. 上記分析に基づき、スタッフは、企業の会計方針として、割引率変動の影響を純損益又はOCIに表示することを選択し、その会計方針は同一ポートフォリオ内の全ての契約に適用すべきであることを提案した。

(IASB 会議における主な意見)

19. IASB 会議では、ボードメンバーから主に次のような意見が示された。
- (1) スタッフ提案に賛成する意見
- ポートフォリオの性質は変動するものであることから、企業がその時点の状況に基づいて最も適切な会計方針を選択することができるようにすべきである。
 - 企業の ALM 方針は時の経過に従って変動するものであり、取消不能のオプションとするのではなく、会計方針の選択とすべきである。
- (2) 一定の条件付きでスタッフ提案に賛成する意見
- オプションを適用する会計単位をポートフォリオ単位とする場合は、あまり細かすぎる単位とならないようにすべきである。
 - 一定の規律は必要であり、取消不能のオプションとすべきである。
- (3) スタッフ提案に反対する意見
- 会計方針の選択としてしまうと、企業は状況に応じて新たなポートフォリオを組成することになり、利用者にとって有益な情報を提供しない。
 - オプションを適用する会計単位は、財務報告の透明性や比較可能性を確保するために、企業単位とすべきである。

(IASB 会議での暫定決定)

20. IASB 会議での審議の結果、次の点に関するガイダンスを開発することを条件に、スタッフ提案通りの内容で暫定決定された。
- 企業は、類似したポートフォリオには同一の会計方針を適用する。
 - 企業が IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の会計方針の

³ IAS 第8号では、企業の財務諸表において、取引、他の事象又は状況に関して、より信頼性があり、目的適合的な情報が提供される場合のみに、会計方針を変更することができるとしている。会計方針は項目全体に適用される。また、変更した場合は開示が求められる。

変更に係る要求事項に基づいて会計方針を変更する際は、厳格性を求める。

(論点 3 - 割引率変動の影響の開示)

(論点)

21. 各アプローチの比較可能性を維持するための開示事項を定める。

(スタッフ提案)

22. 各アプローチの比較可能性を維持するため、次の内容を追加開示することを提案する。

	純損益表示 アプローチ	OCI 表示 アプローチ
包括利益 ・現在の割引率を用いて算定した金利費用 ・当期における割引率変動の影響 ・CSM で調整した期待キャッシュ・フローの変動の現在価値の差額（当初認識時の割引率で算出した金額と現在の割引率で算出した金額の差額）	B C D <hr/> Z	B C D <hr/> Z
照合（包括利益＝純損益＋OCI 変動） ・（純損益に表示される）当初認識時の割引率を用いて算定した金利費用 ・OCI 変動額	（該当なし）	A <hr/> E Z

(IASB 会議の暫定決定)

23. IASB 会議での審議の結果、スタッフ提案通りの内容で暫定決定された。

(保険契約専門委員会で示された主な意見)

24. 4月8日開催の保険契約専門委員会において、2014年3月のIASB会議の暫定決定の内容とそれを踏まえたASBJによる対応（案）を説明し、議論を行った。その際に、主に次のような意見が示された。

(全体意見)

- ・会計上のミスマッチが解消されるため、割引率変動の影響を純損益又はOCIに表示するオプションを開発するとの決定を歓迎する。ただし、選択した会計方

針について説明する必要があると思う。【作成者】

- 金利感応度の高いキャッシュ・フローについて、不可分であるキャッシュ・フローの変動と割引率の変動を統合的に表示することができるため、OCI 表示をオプションとする決定は評価できる内容である。【作成者】
- そもそも OCI 表示の強制により会計上のミスマッチが生じるため、例外的な取扱いが検討されたにもかかわらず、OCI 又は純損益への表示を会計方針の選択とする決定は、企業に裁量を与え過ぎているのではないか。会計方針の選択とすることで、恣意性を排除することは困難であり、会計方針の変更における厳格さを提供するガイダンスを設けたとしても、その実効性に疑問が残る。【監査人】
- 会計方針の選択とした場合、恣意性が働く可能性がある。選択した会計方針を変更できないようにすることも考えられる。IAS 第 8 号で適切な対応ができるのか。【利用者】

(類似したポートフォリオに同一の会計方針を適用するガイダンスについて)

- 同一の会計方針を適用する「類似したポートフォリオ」について、何が類似していることを想定しているのかが不明である。【監査人】
- 同一の会計方針を適用する「類似したポートフォリオ」について、例えば、金利感応度を指標とするなど、検証可能なものとする必要がある。【作成者】
- 企業のリスク管理実態に即してポートフォリオを分けることが肝要である。【作成者】
- ポートフォリオ単位とすることにより、企業の都合の良いようにグルーピングするなどの恣意性の余地があるため、ガイダンスのなかで、ポートフォリオを変更する場合はその説明を求めるべきである。【利用者】

(会計方針の変更において厳格さを提供するガイダンスについて)

- 会計方針の変更にあたり、会計上のミスマッチ及びそれが生じる理由となるビジネス・モデルに言及すべきである。【作成者】

(割引率変動の影響の開示について)

- 利用者は、IASB から提示された項目を利用して、財務分析上で調整することが可能となるので、一定の有用性がある。【利用者】
- IASB から提示された項目は十分に利用できるか疑問が残るため、作成者の負担が大きいならば、細かく分解して示す必要性はない。【利用者】

- 純損益に表示する金利費用及び OCI の変動額の開示があれば、企業間の比較は可能であり、IASB から提示された項目は細かすぎる。【作成者】

(ASBJ が提案した OCI に表示するものと純損益に表示するものに関する判断基準の開示について)

- 判断基準の開示は、企業のリスク管理方法等が分かるため、財務諸表利用者にとって有用である。【利用者】
- 判断基準の開示は、基準による要求の有無に関わらず、必要な事項と認識している。【作成者】

IV. IASB による暫定決定を踏まえた ASBJ による対応（案）の検討

(割引率変動の影響の OCI 表示)

(IASB における暫定決定に関する分析)

25. 本資料の第 18 項及び第 20 項に記載の通り、IASB は、割引率変動の影響に関する包括利益計算書における表示について、次の暫定決定を行っている。

- (1) 企業の会計方針として、割引率変動の影響を純損益又は OCI に表示することを選択することを認める。
- (2) 当該会計方針は、同一ポートフォリオ内の全ての契約に適用することを要求する。
- (3) IASB は、今後、次の点に関するガイダンスの開発を行う。
 - ① 企業は類似したポートフォリオに同一の会計方針を適用すべきであるというガイダンス
 - ② 企業がどのような場合に IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の会計方針の変更に係る要求事項に基づいて会計方針を変更できるのかに関して厳格さを提供するガイダンス

26. 今回の IASB による暫定決定の内容は、ASBJ が改訂 ED に対して提出したコメント・レターの内容と異なるとともに、ASBJ から IASB による概念 DP に対して提出した当期純利益と OCI の区分に関する考え方とも異なる。また、割引率変動の影響を純損益と OCI のいずれに表示するかによって、主要な業績指標である当期純利益（純損益）の報告数値が大きく異なる可能性がある。このため、ASBJ として追加的な対応が必要か否かについて、以下において検討する。

(割引率変動の影響の表示のあり方を会計方針の選択とすることについて)

27. 改訂 ED に対する ASBJ のコメント・レターでは、割引率の変動の影響を OCI に表示する提案を概ね支持しつつも、当該取扱いによって新たに創出されうる会計上のミスマッチに対応するため、一定の状況が満たされる場合（例えば、マクロヘッジ活動の会計における検討を含む。）、割引率の変動に起因する保険契約負債の再測定差額を純損益に表示することによって、会計上のミスマッチを削減又は解消することが考えられるとしていた。
28. 今回の IASB による暫定決定は、ASBJ のコメント・レターで提案した「一定の状況」を明示的に行っておらず、企業の会計方針によるとしている点で、財務諸表の比較可能性を確保する等の観点から、必ずしも適当とはいえないと考えられる。他方、ASBJ がコメント・レターで言及したマクロヘッジ活動の会計については、近くディスカッション・ペーパーが公表される段階であり、基準化に向けた方向性が明確でないほか、最終化までには相当の期間を要することが考えられる。このため、IASB が 2014 年中に審議を最終化する方向で再審議を進めている状況を前提とするならば、これが直ちに代替案となることは困難と考えられる。
29. しかし、当期純利益に表示すべき項目と OCI に表示する項目を適切に識別することは極めて重要であり、現在行われている概念フレームワークの議論においても、ASBJ は引き続き意見発信を行っていくことを予定している。このため、本件についても、概念フレームワーク・プロジェクトにおける議論も踏まえつつ、IASB に対する意見発信を行っていくことが適当と考えられるが、以下においては、IASB の暫定決定を前提にした場合における当面の対応を検討することとする。

(会計方針選択の判断基準及びこれに関する開示について)

30. 現行の IFRS では、会計方針の開示について、重要な会計方針の要約として、財務諸表を作成する際に使用した測定基礎等の開示が求められている (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 117 項) ほか、当該会計方針の適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものについて財務諸表注記として開示することが要求されている (IAS 第 1 号第 122 項) (参考資料参照)。
31. しかし、IAS 第 1 号における会計方針の開示規定は、財務諸表作成の全般に関する一般的な規定であるほか、適用のあり方について詳細が定められていないため、実務における統合的な適用という点では一定の限界がある旨が指摘されている。このため、IFRS においては、いくつかの会計基準において、個別に判断基準の記載を要求しているものも存在する。
32. 本資料の第 25 項に記載の通り、IASB は、企業がどのような場合に IAS 第 8 号の会

計方針の変更に係る要求事項に基づいて会計方針を変更できるのかに関して、厳格さを提供するガイダンスを開発することを暫定決定している。このため、当該ガイダンス開発過程で、IAS 第 1 号の適用に関するガイダンスを開発することも予想されうるが、割引率の変動の影響の表示のあり方が当期純利益に与える影響の大きさを踏まえると、この点について個別的な要求事項及びガイダンスを開発することは、財務諸表利用者による財務諸表の理解可能性や企業間の比較可能性を促進する観点からは特に重要と考えられる。

33. このため、割引率の変動の影響のうち、純損益に表示するものと OCI に表示するものとを峻別する判断規準、及び判断結果の具体的な内容に関する開示要求が個別的に設けられるよう、ASBJ から IASB に対して働きかけを行うことが考えられる。

(その他)

34. IASB は、企業は類似したポートフォリオに同一の会計方針を適用すべきであるというガイダンスを開発することを予定している。この点、ポートフォリオの識別や類似性の判断について、企業による保険契約の管理のあり方（例えば、デュレーションや金利感応度を指標とするなど）をベースとした統合的な判断が行われるよう、IASB に対する意見発信を行っていくことが考えられる。
35. IASB では、会計方針の変更において、厳格さを提供するガイダンスを設ける方向で検討を進めることとしている⁴が、どのような変更が「企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローに対して取引その他の事象又は状況が及ぼす影響について、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる」（IAS 第 8 号第 14 項(b)）といえるかについて、例示を含めた十分なガイダンス（例えば、変更によって、会計上のミスマッチが削減又は解消されるなど）が提示されるよう、IASB に対する意見発信を行っていくことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

IASB の暫定決定の内容及び ASBJ による対応（案）について、コメントがあればいただきたい。

以上

⁴ IAS 第 8 号第 14 項では、企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローに対して取引その他の事象又は状況が及ぼす影響について、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる場合に会計方針を変更しなければならないとしている。また、同 29 項では、会計方針を任意に変更した場合に、「新しい会計方針の適用が信頼性のある目的適合性の高い情報を提供するという理由」の開示を要求している。

IASB 会議の暫定決定と ASBJ のコメント・レターとの関係

<CSM のアンロック>

	IASB 会議の暫定決定	ASBJ のコメント・レター
(1) CSM のアンロック (アンロックの是非、及びアンロックの対象)	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの差額は、CSM に加減算すべきである (CSM が負の値とならないことを条件とする)。将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しないキャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの差額は、直ちに純損益に認識すべきである。(改訂 ED と同一内容で暫定決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更について、直ちに純損益に認識せず、CSM で調整する方法 (アンロック法) を基本的に支持する。
(2) 過去に損失を認識した場合の CSM のアンロックの方法	<ul style="list-style-type: none"> 損失を過去に純損益に認識した後に生じた有利な見積りの変更は、将来におけるカバー及び他のサービスに関連する損失を戻し入れる範囲で純損益に認識すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> CSM が一旦ゼロになった後、将来キャッシュ・フローの見積りが改善した場合に契約上のサービス・マージンを認識するかどうかの取扱いが明らかでない。我々は、当該取扱いについて、明確化が必要と考えている。(※)
(3) リスク調整の変動に関する CSM のアンロックによる調整	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連するリスク調整の現在の見積りと従前の見積りとの差額は、CSM に加減算すべきである (CSM が負の値とならないことを条件とする)。したがって、当期及び過去の期間に提供したカバー及び他のサービスに関連するリスク調整の変動は、直ちに純損益に認識すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> (特段、言及していない。)(※)

(※) 2014年2月の専門委員会における意見を踏まえて、2014年3月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議では、次のとおり発言している。

- 契約が不利になった時点で損失を純損益に認識し、その後に有利な変更があった場合は、純損益に認識した損失の範囲で利益を認識し、それを上回る部分のみを CSM に認識することが適当である。
- 仮にリスク調整の変動を CSM で調整することとした場合、そもそも CSM とリスク調整を区分する必要性が乏しくなる。

＜割引率変動の影響の OCI 表示＞

	IASB 会議の暫定決定	ASBJ のコメント・レター
割引率変動の影響の表示	<p>企業は、割引率の変動の影響を純損益又は OCI のどちらに表示するかを会計方針として選択すべきであり、その会計方針をポートフォリオの中のすべての契約に適用すべきである。ただし、以下のガイダンスの開発を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業は、類似したポートフォリオに同一の会計方針を適用すべきであるというガイダンス • 企業がどのような場合に IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の会計方針の変更に係る要求事項に基づいて会計方針を変更できるのかに関して、厳格さを提供するガイダンス 	<ul style="list-style-type: none"> • 当初認識時に適用された割引率を用いて測定された金利費用を純損益に認識するとともに、割引率の変動の影響を OCI に表示する提案については、一定の合理性があるものと考えられる。 • しかし、割引率の変動の影響を OCI に表示することによって、新たな会計上のミスマッチが創出されるとの指摘がある。これに対応するためには、一定の状況が満たされる場合、割引率の変動に起因する保険契約負債の再測定差額を純損益に表示することによって、会計上のミスマッチを削減又は解消することが考えられる。我々は、マクロヘッジ活動の会計のプロジェクトがこうした点を解決できる可能性があると考えているが、いずれにせよ、再審議のプロセスにおいて、会計上のミスマッチへの対応について十分な検討を行うことを期待する。

※なお、割引率変動の影響の開示については、ASBJ のコメント・レターの中で特に言及していない。

以上

CSM のアンロックに関するスタッフの分析

(論点 1 – CSM のアンロック)

(論点)

1. 保険契約で測定される CSM の事後測定に関して、改訂 ED では次のとおり提案されていた。

論点	改訂 ED の提案内容
将来のカバー及び他の将来のサービスに 関連するキャッシュ・フローの現在価値 の見積りの変更	即時に純損益には認識せずに、CSM を増 減させることにより調整(アンロック)す る。
将来のカバー及び他の将来のサービスに 関連しないキャッシュ・フローの現在価 値の見積りの変更	CSM で調整せずに即時に純損益で認識す る。

2. 改訂 ED の上記提案に関して、コメント・レターやアウトリーチ等によるフィードバック
では、大半の者が支持していた。それを踏まえて、スタッフは、次の点について検討し
ている。
 - (1) CSM のアンロックの是非
 - (2) CSM のアンロックの対象とするキャッシュ・フローの範囲

(スタッフの分析及び提案)

3. 上記論点に関する賛成及び反対の主な論拠は、次のとおりである。

(1) CSM のアンロックの是非

賛成の主な論拠	反対の主な論拠
<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュ・フローの見積りの変更は将来の利益に影響を及ぼすため、(アンロックにより) CSM が残存する未稼得の利益をより忠実に表現する。 • 保険期間全体では利益が生じる契約について、一時的に損失が発生しているように見えるなど、ロックインによる反直感的な影響を避けられる。 • CSM の当初認識時点と事後測定時点の整合性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュ・フローの見積りの変更を即時に純損益に反映する方法(ロックイン)がアンロックと比べて直観的であり、透明性が高く、理解しやすい情報が提供される。 • 当初認識時点における CSM は(履行キャッシュ・フローに含まれない)間接費を賄う保険料で構成されていると考えた場合、アンロックの結果、この間接費をカバーできなくなる。

(2) CSM のアンロックの対象とするキャッシュ・フローの範囲

賛成の主な論拠	反対の主な論拠
<ul style="list-style-type: none"> • CSM は将来の期間においてカバー及び他のサービスを提供することにより生じる未稼得の利益を表す、というアンロックを支持する理由と整合的である。 • IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」における見積りの変更に関するガイダンスと整合的である⁵。 	<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュ・フローの見積りの変更について、現在及び過去に関するものと将来に関するものとに分けることが恣意的である。 • 全てのキャッシュ・フローの見積りの変更をアンロックの対象とする方がシンプルである。

4. スタッフは、CSM のアンロックの是非及び CSM のアンロックの対象とするキャッシュ・フローの範囲について、上記賛成の論拠により、改訂 ED の提案内容を維持することを提案する。

(IASB 会議における主な意見)

5. ボードメンバー全員がスタッフ提案に賛成した。また、CSM のアンロックに関しては、次のような意見が示された。
- アンロックについての詳細な規定は、あまり提示すべきでない。

⁵ IAS 第 8 号では、「変更する期間のみに影響する変更」と「変更した期間と将来の期間に影響する変更」に区別している。一方、改訂 ED では「発生した保険金の変更は不良債権の見積りの変更と同じように、現期間の純損益において認識」し、「将来期間にかかる見積りの変更の影響は将来期間で認識」するとしているため、IAS 第 8 号の原則と整合している、としている。

- CSM の測定方法や適用する割引率についても今後、議論すべきである。
- CSM を認識する会計単位の問題も重要である。

(IASB 会議での暫定決定)

6. IASB 会議での審議の結果、スタッフ提案通りの内容で暫定決定した。

(論点 2 – 過去に損失を認識した場合の CSM のアンロックの方法)

(論点)

7. 改訂 ED では、CSM がゼロになった後の将来の有利な見積りの変更は CSM を再設定し、カバー又はサービスが提供された将来の期間に(純損益に)認識することとされているが、多くのコメント提出者はその提案内容に反対した。そのフィードバックを受けて、スタッフは、CSM の残高がゼロとなったために不利な見積りの変更を純損益に認識した後で、有利な見積りの変更が生じた場合の取り扱いを検討している。

(スタッフの提案)

8. トラッキングが不要である点や利用者の理解可能性が損なわれる点を理由に改訂 ED の提案内容を支持する意見もあるものの、スタッフは、利益剰余金をより忠実に表現し、他の IFRS (IAS 第 37 号の不利負債) や保険料配分アプローチと整合的な取扱いとするために、CSM がゼロになった後の将来の有利な見積りの変更は、過去に認識した損失を戻し入れる範囲で、純損益に認識することを提案する。なお、このベネフィットは、累積損失を追跡する複雑性を上回ると考えている。

(IASB 会議での暫定決定)

9. IASB 会議での審議の結果、過去に認識した損失が将来のカバー及び他のサービスに関連するものであるという条件を加えた上で、スタッフ提案通りの内容で暫定決定した。

(論点 3 – リスク調整の変動に関する CSM のアンロックによる調整)

(論点)

10. 改訂 ED では、リスク調整の変動を CSM ではなく、純損益に認識することを提案したが、コメント提出者の多くは、これに反対し、将来のカバーに関するリスク調整の変動を CSM で調整し、現在及び過去のカバーに関するリスク調整の変動を純損益に認識することを提案した。そのフィードバックを受けて、スタッフは、リスク調整の変動を CSM で調整すべきかを検討している。

(スタッフの分析及び提案)

11. CSM は、将来の期間にカバー又はサービスが提供される際に稼得される、リスクが調整された契約利益であり、将来の期間に提供されるカバー又は他のサービスに関するリス

ク調整の変動を CSM でアンロックすることで、CSM の当初認識時点と事後測定時点の整合性が増す。また、リスク調整は、キャッシュ・フローの現在価値の変動性を示す測定値であり、リスク調整の見積りの差異を、リスク調整が関連するキャッシュ・フローの現在価値の見積りの差異と整合的に取り扱うべきである。

12. 多くの関係者は、リスク調整を将来に係る部分と過去又は現在に係る部分に分解することが、実務上可能であり、その分解によるベネフィットがコストを上回ると考えている。
13. 将来の期間に提供されるカバー又は他のサービスに関するリスク調整の変動を CSM でアンロックしたとしても、明示的なリスク調整のベネフィットは算定するコストを引き続き上回っていると考えている。それは、リスク調整が開示によって有益な情報を引き続き提供し、その情報に最も目的適合性があるときに、純損益及び包括利益計算書にその影響がもたらされるためである。
14. したがって、CSM がマイナスにならない範囲で、将来のカバー及び他のサービスに関するリスク調整の変動を CSM で調整し、現在及び過去の期間に提供されたカバー及び他のサービスに関するリスク調整の変動を純損益に認識することを提案する。

(IASB 会議における主な意見)

15. ボードメンバーから、主に次のような意見が示された。

ボードメンバーからの主な意見	スタッフの回答
<ul style="list-style-type: none"> • 事後のリスク調整の変動を CSM で調整するなら、当初認識時において 2 マージンにする意味が減少するのではないか。CSM の内訳として残高だけ表示すればよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2 マージンは、B/S 表示だけでなく、P/L 表示にも有用である（特に、テールの長い契約や不利契約において）。
<ul style="list-style-type: none"> • 1 マージンと 2 マージンの違いが小さくなるので、実務的な簡便法として 1 マージンを認めてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 実務的な簡便法を認めることは複雑性を増大することになる。

(IASB 会議での暫定決定)

16. IASB 会議での審議の結果、スタッフ提案通りの内容で暫定決定した。

以上